

## 「改憲」に抗するためにリーフレットNo1

### 改憲と沖縄

日本国憲法施行から 70 年。いまだ主権在民・人権・平和という憲法精神をしっかりと根づかせたとは言えない。それなのに今なぜ「改憲」なのでしょう。同じ土俵に引きずり出して、ことば遊びで肩すかしを食らわせ、最後には多数決で押しまくる。そんな改憲派の攻勢が止まりません。

憲法とは本来、国家を縛るためのものですが、2012 年自民党日本国憲法改正草案（以下「草案」）は、まるでお上が印籠を突きつけるように「102 条：全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」と言いきってしまいました。その草案全編に通底するのは、市民運動への憎悪と悪意で、各条項には、もの言う「わがままな」市民を排除するための、あれやこれやの工夫が凝らされています。

今最も激烈な市民運動を展開しているのは沖縄。山城博治さんの不当逮捕、長期勾留。国家によって人権が踏みにじられ、違憲状態が放置されたまま。なればこそ、真に憲法精神が求められるのが沖縄です。しかし改憲されたら、その運動はどうなってしまうのでしょうか。草案を追って考えてみます。

**★12 条：この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益および公の秩序に反してはならない。**

「国民の責務」として、まるで小学生に諄々と説いて聞かせるような文言。草案ではこの条文との重複を口実に、現憲法 97 条は削除されますが、そこに唱われる基本的人権は、いかなる「義務」とも対置されません。いわば天賦の権利です。草案のように「公益と公の秩序」の範囲の中でしか、保障されないものであれば、もはや基本的人権など、全く認められないと言えるのではないのでしょうか。

「安全保障」「基地」が絶対的な国家の利益とする改憲派には、高江や辺野古の座り込みやスタンディングが、権利の「濫用」、公益や公の秩序に反するものと見なされ、排除されるのではないのでしょうか。そもそも住民ひとりひとりを大切にしない公益とは何なのか。住民に犠牲を強いる国家の益の受益者は一体誰なのでしょう。

**★13 条：全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益および公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。**

現憲法の「個人」が消えて、動物ならぬ「人」としては尊重される、という驚くべき条項です。これまで何度も提訴された爆音訴訟も、改憲後は「幸福追求権」をそぎ落とされて、生物としての「ヒト」が耐えうるレベルまで、航空機騒音環境基準値が引き上げられてしまうかもしれない。そしてこの条項でさらに震撼したのは、「安全保障」などの公益に反する場合は、「生命」すら奪われかねない文言です。

**★24 条 1 項：家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。**

改憲の最初に手を付けられると予測される 3 条項の 1 つです。個人ではなく家族を単位とするのが、明治以来の日本的な社会統制の方式。「助け合い」の強要によって、最もあからさまに規制されていくのは、生活保護や介護など福祉の現場でしょう。要生保、要介護のハードルを高め、自立促進の名の

もとにケアを家族に押し付けていくのではないか。

さらに危惧されるのは、家族の「連座」制が闘争の現場に持ち込まれるのではないかということ。日本炭鉱労働組合など、かつて強力な組合が、家族を使って切り崩しにあったように、闘争する人々の家族の学校や職場などが、圧力をかけられてくるのではないのでしょうか。

**★前文：我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。(前後略)**

**25条の二：国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。**

前文と25条の二、どちらも「環境」という文言に触れています。しかし、「活力ある経済活動」と「国家の成長」のためには、改憲派は「美しい国土」も自然環境も、まるで守る気がないのがすけて見えてくる。ですから25条の二でいう「良好な環境」とは、豊かな自然環境では決してありません。

「静かな環境で検討したい」と改憲派がよく言うように、「良好な環境」とは「うるさいデモ」などがなく、静かで安全・安心な社会を意味しているのではないのでしょうか。つまり非行少年やホームレス、外国人や、反対を叫ぶ活動家のいない環境です。

そのために監視ならぬ「防犯」カメラを設置し、非行少年もホームレスも、外国人も活動家も排除していく。例えば、すでにここ数年暴力的に行われている、ホームレスの公園からの締め出しも、この条項で合法化し、市民の協力を得ようとしているのではないか。同様に、車や人が通るべき公道に座り込む沖縄の人たちは、当然のように逮捕されていくのではないのでしょうか。

**★25条の四：国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。**

誰もが賛同しそうな条項です。しかし性的犯罪被害者の保護を理由に、犯罪報道を禁止、あるいは自粛させたいのではないのでしょうか。特に基地の多い沖縄は、米兵による女性への暴行事件が後を絶ちません。事件のたびに大きな抗議運動が起こるので、これによって事件の隠ぺいが画策されることを危惧します。

**★26条3項：国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。**

国籍を問わず、すべての子どもたちが無償で高等教育まで受けられれば、本当に未来は明るい。しかしそのための改憲は不要です。「先進国らしく」教育に予算を充当すればいいだけのこと。なぜ「未来」の文言が必要なのでしょう。「あの戦争には何ら関わりのない私たちの子や孫(中略)に謝罪を続ける宿命を背負わせてはならない」と言う戦後70年安倍談話など、改憲派の過去を葬る「未来志向」の、強い意図を感じないではいられません。

社会科の検定教科書は、沖縄戦での日本軍の住民への暴力や集団自決命令を、まるでなかったことにしようと、躍起になってきました。例えば、2011年の沖縄八重山地区の教科書採択問題。竹富町が八重山地区採択協議総会の指示を拒否し、自衛隊や沖縄の基地問題を、リベラルに記述した教科書を採択したことに、文科省が介入して議論を呼びました。改憲後はそうした史実を忠実に記載した教科書自体が、この条項に反して違憲とされてしまうのではないのでしょうか。

**★29条1項：財産権は、保障する。**

**29条3項：私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。**

現憲法では財産権を「侵してはならない」が、草案では「保障する」に変わりました。それによって、3項は文言が同じでも、重みはまるで変わってしまいました。沖縄の基地のための土地収用拒否はさらに難しくなるのではないのでしょうか。

**★83条2項：財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。**

もっともらしい条項の追加です。辺野古や高江の新基地建設の遅れは、膨大な債務を生む。財政の健全性を侵した責任を誰がとるのか。2016年に判決があった、東京都国立市の景観裁判では「市民運動を扇動した」として、自治体の首長にその債務の支払いを命じました。この条項は、市民運動と地方自治を分断するための、格好の補強要素となるのではないかと。巨額な債務を恐れて、沖縄の反基地闘争も反原発運動なども、委縮していくのではないのでしょうか。

また「財政の健全性」を理由に生活保護の運用がさらに厳しくなるのではないかと。賃金が相対的に低い沖縄では、子どもの貧困率は3分の1以上、ワーキングプアは全国ワースト。にもかかわらず、生活保護の捕捉率は1割にとどまっているのが現状です。「基地に依存せざるを得ない」状況を、巧みに生み出されてしまうのではないのでしょうか。

**★9条之二：我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。**

改憲派の悲願は、言うまでもなく9条「戦争放棄・戦力不保持」の改定でしょう。自衛隊が規模・任務ともに軍隊仕様になった、9条があると自衛隊が海外で活動しにくい、だから9条を変えようとは、本末転倒もはなはだしい。そもそも平和のための軍隊とは何なんのでしょうか。国と国民の安全は、同時に確保し得ないもの、有事の際、国民は軍隊によって切り捨てられるものだと、戦争に明け暮れた日本近現代史が繰り返し私たちに教えてくれたのではなかったか。

2016年秋の報道によれば、アメリカの副大統領が中国を脅して言ったとか。「北朝鮮に注意を促せ。日本は一夜にして核武装できる」。原発が核兵器に転用できるというレベルの話ではありません。一夜で核武装しうる、そんな装置が一体どこに？中国や南沙諸島に近く、尖閣列島がある沖縄に？八重山諸島ではすでに、自衛隊の駐屯が着々と進んでいます。

**★地方自治**

**92条1項：地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。**

**93条3項：国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。**

沖縄反基地闘争しかり、反原発運動しかり、国家が最も嫌うのは、市民運動が地方自治と「結託」して国家にはむかうことです。国は、地方自治体にはあくまで国政の下部機関として、唯々諾々と法定受託事務をこなしてもらいたい。ですから、草案の中でも市民の力をそぐものとして、入念にテコ入れされたのが、92条から97条までの地方自治関連条項です。

現憲法の3倍近い文言量ですが、ほとんどが「地方自治法第1編総則」「1条：住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」と同じ。法律から、憲法に格上げされています。

草案 92 条は地方自治権の保障と言うより、かつての隣組を連想させます。そして自分のことは自分でしろという、自己責任を求める命令に聞こえる。一方、国政に関しては、住民も地方自治体も口を出さず、身近な問題に専念しろと言わんばかりです。しかし地方自治は本来、国政と無縁ではありませんし、国から独立した自治権を有するもの。

日々の暮らしに反映する国政の問題を、住民の意思に基づいて国に訴えていくのも、地方自治体の権利でしょう。ことに今の沖縄は、国策である安全保障・地位協定を語るなどと言われても、その地に基地がある限り、住民の暮らしから切り離し、目をそらすことなどできるはずがありません。新基地建設反対という、オール沖縄の意思を踏みにじり、国が圧力をかけるのは、現憲法違反に違いない。だからこそ改憲なのではないでしょうか。

### ★緊急事態

98 条 1 項：内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

99 条 1 項：緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

これまで見てきたどの条項を使っても「日常的に」「平和裏に」市民運動を無力化し、沖縄を締め付けることができるようになっていきます。そして最後に残る最も万能なジョーカーは緊急事態条項です。

強権が集中的に発動されている沖縄は、このままでは早々に辺野古新基地も高江のヘリパッドも完成してしまう。「土人」と言われても民主的に抗議し、慎重深く我慢強かった沖縄の人々は、しかしいつまで我慢できるだろう。もし、力に対して力で応酬してしまったら？それで抗議運動が 10 万人集会に発展してしまったら？いや 10 万人も要らない、1 万人規模の集会であれ、基地の多い沖縄では、恣意的に「騒乱」と位置付けられてしまうかもしれない。待ってましたとばかりに、「安全保障」への危機を理由に、緊急事態宣言をされてしまうかもしれない。宣言によって、内閣は法律同等効力の政令を次々と繰り出し、一気に運動を鎮圧、辺野古新基地どころか、沖縄本島を不沈空母にしてしまうかもしれない…むしろ、その好機を待っているような気がしてなりません。

緊急事態条項ほど恐ろしいものはない。暴走した内閣を抑えるシステムは、用意されていないのです。これが草案 9 条、9 条の二、9 条の三と結びつけば、国防軍は平和と国家独立の名のもとに、沖縄の住民に対して、銃を向けることすらできるのです。改憲すれば、まず沖縄の反基地闘争がつぶされます。沖縄がつぶされれば、日本はいよいよアメリカの植民地へと自爆の速度をはやめていくしかない。アメリカの走狗として、世界の各地へ人殺しに駆り出されることでしょう。

ことばの真意を抜き取ることが得意な人たちとの闘いです。私たちはこざかしくならなくてはならない。想像力を働かせて、改憲の陰のたくらみを読み取っていかなくてはなりません。現憲法の条文の裏には重い過去の歴史と、ゆたかな人類の知恵が詰まっています。さて、草案の条文のひだの中にひそんでいるものは、一体何なのでしょう。

\*改変は禁止です

作成：子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）

連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-25-10-608 石井法律事務所内 ☎03-3353-0841